富山市教育委員会９月定例会　資料

令和６年９月市議会定例会　一般質問の概要

１　会　期　　令和６年９月４日（水）～９月２６日（木）
※一般質問‥‥‥ ９月９日、１０日、１２日、１３日

２　概　要　　４日間の一般質問において１０人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（１）休日の部活動の地域移行について

①富山市議会自由民主党　舘田 博紀 議員（９月９日）

（問）部活動の果たす役割について見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）部活動は、学習指導要領の総則に示されているように、同じスポーツや文化等に興味・関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであります。
その役割としましては、
・スポーツや文化等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を送る資質や能力をはぐくむこと
・一つのスポーツや文化等に継続的に取り組むことで、体力や技能の向上を実感し、自己肯定感が高まること
・顧問やコーチの指導の下、一つの目標に向かって、異なる学年や学級の生徒との複数年の活動を通して連帯感や責任感をはぐくむとともに、多様な価値観をもつ他者との良好な関わり方や人間関係のつくり方を学ぶこと
・大会やコンクールへの参加を通して、勝つ喜びや負ける悔しさを経験しながら、挑戦し、困難を乗り越える態度を身につけること
などがあり、学校教育の一環として重要な役割を果たしているものと考えております。

（問）部活動の地域移行の将来像について、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）現在、本市においては、スポーツ庁及び文化庁が令和４年１２月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を基に、学校や生徒・保護者の意向、地域の実情等に応じて、地域移行が可能な部活動から、各学校において休日の部活動の地域移行を進めているところであります。

市教育委員会が令和５年度に小学校５・６年生と中学校１・２年生を対象に実施した部活動の地域移行に関するアンケートによりますと、「休日も部活動と同じ活動をしたい」「専門的な指導を受け、体力や技術を向上させることで、大会等でよい成績を収めたい」「大会等の結果にこだわらず楽しく活動したい」「休日は部活動をせず、自由に過ごしたい」など、子どもたちの部活動に求める思いが多様であることが明らかになっております。

市教育委員会といたしましては、部活動は学校教育の一環として重要な役割があることから、その充実を図りつつも、休日の部活動については地域移行を推進し、子どもたちが自分の興味・関心に基づく活動を選んだり、競技力の向上を目指したりする一方で、

勝敗にこだわらず仲間と活動する楽しさを味わうなど、一人一人が求める活動を、幅広い選択肢の中から選ぶことができるような環境が整えられていくことが望ましいと考えております。

②自由民主党　柞山 数男 議員（９月１３日）

（問）休日の部活動の地域移行の目的を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）スポーツ庁及び文化庁が令和４年１２月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、部活動を取り巻く現状として、

・少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の運営をすることが難しくなってきたこと

・専門性や意思に関わらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなること

が指摘され、このような現状の中、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであると示されており、こうしたことが休日の部活動の地域移行の目的であると考えております。

（問）スポーツ団体や子どもたちの思いも聞くことが重要であると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会といたしましては、スポーツ団体や子どもたちの思いを聞きながら、よりよい休日の部活動の地域移行の在り方を検討していくことが大切だと考え、昨年度、児童生徒やその保護者のニーズを把握するため、小学校５・６年生、中学校１・２年生の児童生徒及びその保護者を対象に、入部したい部活動や地域クラブへの参加希望についてアンケートを行ったところであります。

アンケート結果からは、子どもたちが参加を希望する地域クラブ活動は多岐にわたり、部活動に求める思いも「専門的な指導を受け体力や技術を向上させることで、大会等でよい成績を収めたい」「大会等の結果にこだわらず楽しく活動したい」など多様であることが明らかになっております。

また、スポーツ団体に対しましても、部活動を地域移行した際の、指導者の派遣等について調査したところ、指導者の紹介・斡旋が可能であると回答した団体や、条件によっては今後検討していきたいという意向をもつ団体が一定数あることが明らかになっております。

（問）保護者の負担軽減の観点から、クラブの運営費や指導者への謝金など、受益者負担と公的支援の在り方について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、保護者等の負担軽減について、「地域クラブの運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉

な会費を設定する」こととされております。

本市におきましては、持続可能な活動環境を整備するために、それぞれの地域クラブの運営費や指導者への謝金等を受益者である保護者に負担していただくことを想定しており、地域クラブ等への公的支援につきましては、現在のところ考えておりません。

（問）経済的な困難等を抱えている家庭への支援が必要だと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）経済的な困難を抱える家庭への支援につきましては、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」には、都道府県及び市区町村は地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進めると示されていることから、他都市の動向等を注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

（問）休日の部活動の地域移行の現状と、今後のスケジュールを問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市における休日の部活動の地域移行につきましては、地域クラブへすでに移行している、または移行に向けた取組を行うこととしている部活動数は、現在、１５の中学校で６０あり、その内訳としましては、

・すでに移行を完了している部活動が２２
・現在移行に向けて取り組んでいる部活動が３３
・今年度中に移行に向けて取り組み始める予定の部活動が５

となっております。

今後のスケジュールにつきましては、市中学校長会や市PTA連絡協議会、市スポーツ協会、各関係部局の代表者で構成される「休日の部活動の地域移行に係る協議会」を継続的に開催し、各学校で休日の部活動の地域移行を進める中で出てきた課題を共有し、各団体と連携しながら、できるところから地域移行を進めてまいりたいと考えております。

（２）学びの多様化学校について

① 富山市議会自由民主党　舘田 博紀 議員（９月９日）

（問）「学びの多様化学校」の設置検討事業の進捗状況と、カリキュラム等どのような学校をめざすのか。

＜教育総務課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、不登校の児童生徒に対する新たな支援策の一つとして、児童生徒一人一人の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を行う「学びの多様化学校」の調査を実施してきたところであります。

昨年度の調査では、児童生徒及び保護者へのニーズ調査や関係機関へのヒアリング、他都市の学びの多様化学校の視察等を行い、本市において不登校の児童生徒を支援するための新たな学びの場が必要であるとの結果が得られたところであります。

このことから、本年度は、学びの多様化学校の設置に向け、施設形態や学校の規模、候補地となる活用可能な施設について調査するなど、具体的な検討を進めているところであります。

今後の対応としましては、これまでの検討内容を踏まえ、市として学びの多様化学校の設置についての意思決定を行ったうえで、国への申請に必要な書類の作成のほか、教職員等の人員確保や施設整備、入学を希望する児童生徒や保護者への周知及び説明会の開催など、開校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、本市が目指す学びの多様化学校につきましては、カリキュラム（教育課程）や環境整備等について、今年度の調査を踏まえて検討することになりますが、学校での生活を通じて児童生徒自身が「ここが自分の学校」であると感じられる場所となるよう、

・「自分らしく」「安心して」学校生活を送ることのできる場所であること
・自分自身のペースで学びや生活のスタイルを決められる環境があること
・学習のみならず、様々な体験活動を通じて社会や友人と交流できる機会があること
・児童生徒が自らの意思で行動し、自分自身の将来を考えるためのサポートがあること

などを念頭に、他都市での取組についても参考にしながら、本市ならではの学びの多様化学校となるよう努めてまいりたいと考えております。

（３）本市の教育について

①富山市議会自由民主党　鋪田 博紀 議員（９月９日）

（問）本市が目指す教育についてどのように考えているのか、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会におきましては、令和４年度に本市のこれからの教育の全体像を構造的に示した「未来へつなぐ　富山市の教育『教える』から『育てる』へ」を策定し、「主体性のある子どもの育成の推進」「多様な学びの場の提供」「保護者や地域との協働」の三本の矢を掲げ、それらを一体として推進するために、それぞれに関する具体的な取組を示しております。

これからの変化の激しい先行き不透明で厳しい「ＶＵＣＡ」の時代を力強く生き抜くために、「主体性のある子どもの育成」を最優先すべき重点事項として明示し、本市における教育の転換期である今、柔軟な視点と確固たる信念を持ち合わせながら、本市の教育を推進しております。

これまでも大切にしてきた知識・技能の確実な習得や思考力・判断力・表現力の育成はもとより、「主体性のある子どもの育成」の実現に向け、幼稚園、小・中学校においては、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する問題解決的な学習の充実や授業におけるＩＣＴ活用の促進、イエナプラン的教育の推進等の視点から授業改善に取り組んでいるところであります。

また、授業以外においても、運動会や集団宿泊学習、合唱コンクールといった学校行事の充実を図ることにより、他者との関わりやさまざまな体験を通して、子どもたちの自尊心や自制心、忍耐力、仲間と協力する態度、困難を乗り越え様々なことに挑戦する態度などの非認知能力の育成に努めております。

今ほど例に挙げた授業や学校行事を含め、全ての教育活動を進める上で根底にあるのは、

・一人一人の子どもはどの子もかけがえのない価値をもっているという子ども観
・学校は、自分がやりたいことに思い切り取り組むことができ、失敗しても何度でもや

り直すことができる場であるという学校観
・「教える」から「育てる」への授業観の転換
といった教育理念であり、一人一人の子どもが主語となる学校を具現化していくことが教育委員会や学校の使命であると考えております。
市教育委員会といたしましては、この教育理念を基に、各学校、保護者、地域と一体となって「未来へつなぐ　富山市の教育」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

（４）障害者雇用について

①自由民主党　金岡　貴裕　議員（９月９日）

（問）教員の多忙化解消のためには、どのようなことが必要か。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会としましては、教員の多忙化解消に向けて、
・校務支援システムの導入
・勤務時間外の電話対応に代わる自動音声ガイダンスの導入
・欠席や行事等の変更など、保護者との連絡の効率化を図る電子端末用アプリ（tetoru）の導入
等を進めてきたところですが、これまで何度も申し上げてきたとおり、抜本的な教員の多忙化解消のためには、業務の増加に対応した教職員の増員しかないという考えに変わりはございません。

（問）教育委員会で雇用している障害者は、どのような業務に従事しているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、本年８月末現在で、正規職員と会計年度任用職員を合わせて１８名の障害者を雇用しております
このうち学校現場においては、児童生徒が安心・安全な学校生活をおくれるよう、用務員や調理員として、施設の修繕や樹木の剪定、除草作業等の環境整備、調理場における学校給食の調理業務等に従事しております
また、学校現場以外にも、科学博物館や図書館等の社会教育施設や、教育委員会の事務局内において、一般事務の補助職員や用務員等として、各種庶務事務、逓送作業、施設整備などに従事しております
なお、障害者雇用については、障害のある人が自らの適性に応じて能力を発揮できるよう、職場の配置や業務内容に配慮するなど、多様な雇用環境の創出に努めているところであります。

（問）教員の多忙化解消と障害者の障害特性に配慮した環境を整えることについて、東京都教育委員会が実施している『Palette（パレット）』の取組を取り入れることがよいと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）東京都教育委員会によりますと「パレット」とは、新たな障害者雇用の場として集約

型のオフィスを設置し、障害者の障害特性に配慮した「職場環境」と「仕事内容」、「支援体制」を確保することで、誰もが働きやすい環境を整備したものと聞いております。

市教育委員会としましては、このような取組は障害者のサポートや仕事へのやりがいの醸成といった障害者雇用の観点からは意義があると考えますが、教員の多忙化解消として教職員以外の方に担っていただきたい業務には、例えば登下校時の児童生徒への安全指導や放課後における生徒指導対応、休み時間における子どもの見守りなどといった学校現場において教員と共に連携しながら取り組む業務が多いことから、集約型のオフィスでの勤務形態にはなじまないものと考えております。

（５）水橋学園について

①富山市議会自由民主党　髙田　真里　議員（９月９日）

（問）水橋学園の開校に向けて、９年間の義務教育学校の特徴を生かし、どのような教育活動を進めていこうと考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）義務教育学校は、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す「小中連携教育」のうち、一人の校長の下、一つの教職員組織がおかれ、義務教育９年間の学校教育目標を設定し、９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する、平成２８年に設けられた新たな種類の学校であります。

教育課程につきましては、小学校６年間、中学校３年間の「６－３制」が一般的ですが、水橋学園では、１年生から９年生までの児童生徒が、一つの学校に在籍する特質を生かして、１年生から４年生までを「学びの基礎・基本を身につける」ステージⅠ、５年生から７年生までを「主体的に学び協働する」ステージⅡ、８年生と９年生を「自ら実践し、共に高め合う」ステージⅢとする「４－３－２制」を取り入れていくことを想定しております。

そのほかの特徴的な教育課程といたしましては、

・一般的に小学校に配置される専科教員に加え、専門性の高い中学校の教員が小学校に出向いて教科の指導を行う、より拡充された「教科担任制」の導入
・小学校１年生から英語に触れる機会を設け、１年生から９年生まで発達の段階に合わせた連続的な外国語学習の充実
・水橋地区の人・もの・こと・自然・歴史等を視点に探究的な学習に取り組む「水橋学」の導入
・中学校における部活動を５年生から一部体験できる「プレ部活動」の実施

などを想定しております。

市教育委員会といたしましては、義務教育学校の特徴を生かし、発達の段階を踏まえながら、９年間を見通した教育活動を現在、地域、保護者、学校で協議しながら具体化を進めているところであります。

（問）水橋学園が開校すると、校区が広くなることから地域全体と学校の連携した教育の充実がますます重要になると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）水橋地区の小・中学校におきましては、これまでも地域の方々の協力を得て、米や野菜づくりの指導や校区の企業への職場体験など、地域の力を生かした教育活動を進めてまいりました。今後、水橋学園の開校により、校区が広がることで、さらに地域の物的・人的資源が豊富な学校となると考えております。

これらの地域の資源を生かして、水橋学園におきましては、１年生と２年生における生活科と３年生から９年生における総合的な学習の時間の中で、今ほど答弁いたしました、水橋地区の人・もの・こと・自然・歴史等を視点に探究的な学習に取り組む「水橋学」を教育課程に取り入れることを想定しております。

水橋学において探究的な学習を進めていく上では、例えば地域の人を講師として招き、水橋の歴史について質問したり、子どもたちが地域に出向いて水橋の自然を体験するなど、地域の物的・人的資源を活用していくことが重要だと考えております。

また、これまでは、水橋地区の５つの小学校区それぞれにおいて、自分が暮らす小学校区の特徴等を中心に学習を展開してまいりましたが、今後は、現在、在籍している小学校の校区以外の水橋地区の特徴等についても学ぶことが可能になり、学習の広がりが期待できるとともに、より俯瞰的に水橋地域について学ぶことができると考えております。

市教育委員会といたしましては、地域と学校の連携した教育を充実させるために、コミュニティ・スクールの機能を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきたいと考えており、現在、地域の方やＰＴＡ、学校と協議を重ねているところでございます。

（問）水橋学園の施設整備事業の進捗状況と今後の予定について問う。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）水橋学園の施設整備につきましては、旧県立水橋高等学校の跡地において、昨年６月に本市とＰＦＩ事業契約を締結した特別目的会社（ＳＰＣ）が主体となって進めております。

進捗状況につきましては、まず、新校舎の建設に先立って、昨年１１月から旧校舎の解体工事に着手し、既に地上建物の解体を完了しております。現在は、地中杭の撤去工事を進めているところであり、解体工事の進捗率は約９０％で、本年１１月までに、ほぼ全ての工事を完了する予定となっております。

また、新校舎の建設工事につきましては、昨年７月から基本設計を行い、地元の児童生徒によるワークショップや地域住民向けの説明会を実施し、アイデアや意見を募りながら、本年3月に実施設計を終え、４月から工事に着手しております。現在、建物を支える杭の打ち込みを完了し、基礎工事を進めているところであり、建設工事の進捗率は約２０％となっており、予定どおりに進んでおります。

今後の予定といたしましては、校舎や体育館のほか、プール、グラウンド、外構などの工事を順次進め、令和８年１月末までに建設工事を完了することとしております。

なお、施設整備につきましては、今ほど申しましたとおり、順調に進んでおりますが、全国的に建設資材の高騰や人手不足による労務費の上昇が続いており、市教育委員会といたしましては、物価変動が整備スケジュールの遅れの原因とならないよう、必要に応

じて、ＳＰＣと物価変動によるサービス購入費の改定を協議・検討するなど、万全を期してまいりたいと考えております。

（問）水橋学園のスクールバスの運転士の確保を含めて、運行計画はどのように考えているのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）市内においてもバスの運転士不足が続くなか、水橋学園においては、開校時に、定員８５人乗りの大型バス２台、定員２９人乗りのマイクロバス４台の計６台を運行する想定としており、いかにスクールバスの運転士を確保し、安定的に運行していくかが喫緊の課題となっております。

こうしたことから、市教育委員会では、市が車両を所有し、自家用バスとして利用する、これまでにも実績のある運行形態とし、さらには、運行業務の委託先を、旅客運送事業者に限らず、大型免許の運転士を有する物流や配送事業者などにも裾野を広げることで、着実かつ安全なスクールバスの運行を図ってまいりたいと考えております。

また、お尋ねの水橋学園におけるスクールバスの運行計画につきましては、使用する６台のバスで、地元から要望を受けた複数の乗降拠点と水橋学園の間で運行することとしており、現時点で、登校時は１１便、下校時は１８便の運行を想定しているところであります。

（問）水橋学園をはじめ、市域全体の児童生徒の通学の安全対策に関する地域や保護者との連携について、どのように考えているるのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）本市ではこれまで、通学時の安全を確保するための対策として、「富山市通学路交通安全プログラム」に基づく危険箇所の改修や、各学校による交通安全教育等に加えて、地域の方や保護者に見守り活動へのご協力をいただくなど、全市を挙げて取り組んでまいりました。

水橋学園につきましても、地元の自治振興会やＰＴＡ組織などで構成される水橋地区学校統合推進委員会において議論を重ね、児童生徒にとって危険と思われる箇所を抽出し、道路管理者や警察など関係機関との合同点検の結果、安全対策が必要と判断された箇所については、関係機関に対して早期の対策の実施を要望されております。

これを受けて、市教育委員会では、本年８月から、要望に含まれております水橋学園南側の市道水橋池田舘中村線の拡張工事や、東側を流れる川原田川の転落防止柵の設置工事に着手しております。また、県や警察におかれましても、道路改修に向けた設計業務や横断歩道などの設置に向けた実地調査に着手するなど、それぞれ対応いただいているところであります。

このほか、通学区域の拡大により、多数のスクールバスの運行を計画していることから、スクールバスの乗降管理システムの導入などの新たな通学支援の検討を進めることで、登下校時の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、市全域を俯瞰いたしますと、人口減少や過疎化、学校の統合による通学区域の拡大など通学をめぐる事情が変化してきており、交通安全教育や見守り活動などの取組が、今後、より一層重要となってくるものと認識しております。

こうしたことから、地域と保護者が連携した見守り体制をはじめ、集団登校のあり方などについて、コミュニティ・スクールなどの場において協議を重ね、役割分担をしていくことが、これからの児童生徒の安全安心な通学に繋がっていくものと考えております。

（６）中学校の教育について

①立憲民主党　村石　篤　議員（９月９日）

（問）子どもの体力低下対策について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）毎年、文部科学省が実施する小学校５年生と中学校２年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本市の中学生の体力は、男子においては平成２８年度をピークに低下が続いておりましたが、令和５年度の調査において上昇に転じております。一方、女子においては平成３０年度から低下が続いている状況であります。

この調査の質問項目の１つに「保健体育の授業を除いた１週間の総運動時間」があり、平成２６年度と令和５年度の結果を比較しますと、男子は７８５．４分から６８１．９分、女子は５７１．０分から５０２．８分へと、１０年間でそれぞれ１０％以上減少していることから、生徒の運動量の減少が体力低下の１つの要因であると考えております。

市教育委員会といたしましては、体力低下への対策として、体育の授業において、運動量を確保するとともに、「できなかったことが、できるようになった」「仲間と体を動かすことが楽しい」などの充実感を味わうことができるように工夫・改善に努めることで、子どもたちの運動への興味・関心を高め、進んで運動に取り組もうとする子どもを育てていくことが重要であると考えております。

（問）子どもの参加による校則の策定が必要と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）文部科学省が令和４年１２月に公表した生徒指導提要には、「校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの」と記載されており、市内中学校においては、「生徒心得」などの名称で、頭髪や服装等の身だしなみ、持ち物や時間を守ることなど、中学生としてふさわしい学校生活の在り方について示しております。

校則は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、適宜、各学校において見直しが行われてきており、学級会での討議や全校生徒へのアンケート、生徒会役員による協議を経るなど、生徒が参画しながら見直しを行った学校が、平成３０年度以降で１７校あります。

市教育委員会といたしましては、校則の策定や見直しに生徒が主体的に参画することは、校則の意義を理解し、自らよりよい学校をつくっていこうとする意識を醸成することにつながるとともに、身近な課題を自分たちで解決するといった教育的意義を有するものであると考えております。

（７）性同一性障害に対するきめ細かな対応について

① 立憲民主党　村石　篤　議員（９月９日）

（問）性同一性障害に係る児童生徒に対する対応について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）平成２７年４月３０日付文部科学省より発出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」において、性同一性障害に係る児童生徒について、きめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等が示されました。

例えば、制服については、自ら認める性別の制服の着用を認める、学校生活では、職員トイレの利用を認める、修学旅行や宿泊学習では、一人部屋での宿泊をできるようにするとともに、入浴場所や時間をずらすなどの配慮が挙げられております。

各学校において、性同一性障害と思われる児童生徒が在籍する場合には、この通知にある支援の事例を参考にしながら、

・当事者である児童生徒やその保護者と面談を定期的に行うことで、トイレの利用や着替えなど当該児童生徒が学校生活において困っていることや、保護者の思いや考えを丁寧に聞き取ること
・児童生徒によっては自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合もあることから、本人や保護者の同意を得ながら担任だけではなく、管理職や養護教諭、スクールカウンセラー等とも情報を共有し、学校として組織的に対応すること
・児童生徒や保護者の意向を踏まえながら医療機関と連携すること

などを実施しており、本人や保護者と相談の上、他の児童生徒への配慮との均衡を図りながら、必要な支援を進めていくこととしております。

（問）教職員には性同一性障害に関する研修が必要であると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和４年１２月に公表された改訂版生徒指導提要には、性同一性障害に関して、当事者が社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その要因の一つとして無理解や偏見等が考えられることから、教職員の正しい理解を促進することが必要であると示されております。

市教育委員会におきましては、性的マイノリティを含め、いじめや男女差別、インターネットによる人権侵害等の差別や偏見を進んで解決していこうとする心と態度を育てるための人権教育の指導事例集を毎年作成しており、市内の幼稚園、小・中学校の全教員に配付し、校内研修等で活用できるようにしているところであります。

また、各学校におきましては、性同一性障害の児童生徒が在籍する場合には、生徒指導提要や先ほど答弁いたしました文部科学省通知を基に、校内研修やケース会議の充実を図ることで、性同一性障害に関する理解を深める研修を行うこととしております。

（８）児童健全育成事業について

① 会派誠政　橋本　雅雄　議員（９月１０日）

（問）小学校の校舎内に設置されている場合で、出入口が１つしかない健全育成室については、安全上問題があると考える。早急に全ての施設で改善すべきと考えるが、見解を問

う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）小学校の校舎は建築基準法や消防法等に基づき建築されており、その中に設置された健全育成室についても安全上問題はなく、原則として施設の改善は必要ないものと考えております。

しかしながら、現場からの要望があった場合には、施設の安全性を担保したうえで、教職員の負担が増加しない範囲で改修を認めているところであり、今後とも、関係部局と連携を図ってまいりたいと考えております。

（９）不登校等支援について

① 会派誠政　橋本　雅雄　議員（９月１０日）

（問）いわゆる母子登校と言われる付き添い登校等、通常登校ができない児童生徒について、学校は把握しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）各学校においては、不登校や不登校傾向の児童生徒を含め、このような母子登校の児童生徒についても把握しており、教員が玄関等で保護者から児童生徒を預かったり、児童生徒の不安な気持ちが落ちつくまで保護者に学校にいてもらったりするなどの対応をしております。

市教育委員会といたしましては、保護者が付き添って登校する児童生徒の人数までは把握しておりませんが、付き添い登校を含め教室に入ることが苦手で、保護者が廊下や教室の後ろで様子を見守る児童生徒が、一定数いることは把握しております。

（問）別室登校を含め、通常登校ができない児童生徒について、その現状を良しとするのか、改善を目指すのか、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会といたしましては、別室登校等の児童生徒が、教室に復帰したという結果のみを目標とせず、「仲間と一緒に活動したい」「苦手な学習も続けていけばできるようになりそうだ」など、活動意欲が回復し、自己肯定感が高まっていくことで学校生活がより充実したものに改善されていくことが大切であると考えております。

こうしたことから、各学校では、組織として、相談室や保健室、校内サポートルーム等で、担任やスクールカウンセラー等が児童生徒の気持ちを受けとめながら相談を行ったり、やりたいことを自ら選択・決定し取り組めるようにすることで、児童生徒が心のエネルギーをたくわえられるような伴走型の支援を行っております。

（問）これまでの不登校支援施策の成果について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、不登校支援施策として、これまで、

・小学校８校、中学校９校に、校内サポートルームを設置
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置による相談体制の充実
・市内２カ所に適応指導教室「ＭＡＰ」を設置

・富山市子どもの村や富山市ファミリーパーク、富山市科学博物館等の施設における、不登校児童生徒を対象にした「体験活動」の実施
・不登校児童生徒の保護者を対象とした相談会「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい」の開催

など、様々な施策を進めてきたところであります。

今年４月に開設した校内サポートルームにおきましては、５月以降、毎月の利用人数が１００名以上であることや、昨年度ほとんど登校できなかった児童生徒が定期的に利用するようになったこと等が報告されております。

また、「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、不登校支援の結果、２６４人の不登校児童生徒に改善傾向が見られたことが明らかになるなど、一定の成果があったものと考えております。

（問）不登校の要因についてどのように認識・把握しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市における児童生徒の不登校の要因につきましては、毎年行われる「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」にて把握しており、令和４年度の調査結果では、「無気力、不安」の占める割合が大きく、次いで「生活のリズムの乱れ、あそび、非行」、「学業不振」、「親子の関わり方」、「友人関係をめぐる問題」となっております。

市教育委員会といたしましては、不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、要因を一つに断定し、児童生徒を固定的に見ることなく、目の前の不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、丁寧に対応することが大切であると考えております。

（問）不登校児童生徒に再登校を促すことについての教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和元年１０月２５日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることが示されました。

先ほど答弁いたしましたとおり、不登校児童生徒の状況は、一様ではなく、学校に足が向かず、適応指導教室やフリースクールを利用する児童生徒や、登校しても教室に入ることができずに保健室や相談室、校内サポートルームを利用している児童生徒、家から外出することができず、家族以外の人と接する機会がほとんどない児童生徒もおります。

市教育委員会といたしましては、児童生徒に再登校を促すことが支援として有効な場合もあれば、逆に再登校を促すことで心的負担が大きくなり、精神的に不安定になる場合もあることから、再登校を促すことについては一人一人の児童生徒の状況に応じて判断していくことが大切であると考えております。

（問）不登校児童生徒の個々の対応について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への支援を進めるにあたり、一人一人の児童生徒の欠席の状況や家族構成、友人関係、本人の特性等を把握し、それに合った支援を行うことが大切であると考えております。

そのため各学校では、「あなたのことを大切にしている」という思いが児童生徒に伝わるように、担任による家庭訪問や保護者との面談を定期的に行っております。それに加えて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門家の見立てや、医療にかかっている場合には主治医からの助言等をもとに、不登校児童生徒一人一人の状況を理解し、よりよい支援の在り方を判断しながら対応しているところであります。

（問）不登校児童生徒一人一人の状況に応じて対応することが、教員の新たな負担になっていると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）児童生徒一人一人の状況に応じて対応することは、教員の本来の職務でありますが、不登校児童生徒につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、よりきめ細かな対応が求められることから、教員の負担は大きくなりがちであります。

こうしたことから、担任等の特定の教員のみの負担にならないよう、学年を担当する教員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と組織で対応していくとともに、管理職等がマネジメント力を発揮するなどして、外部の相談機関や行政機関等と連携して対応していくことが重要であると考えております。

（問）家庭教育、家庭支援が不登校対策の一つの要素になると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和５年１１月１７日付文部科学省通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」においては、「不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施等が求められる」と示されております。

不登校対策においては、家庭における保護者のかかわり方や、食事や睡眠等の生活リズムを整え、規則正しい生活を送ることが大切であるため、家庭と学校との連携は不可欠であると考えております。

市教育委員会といたしましては、引き続き、保護者との連携を図るため、不登校児童生徒の保護者を対象とした相談会の開催、来所や電話による保護者相談窓口の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による保護者への相談体制を充実させてまいりたいと考えております。

（問）不登校児童生徒の支援に関する情報が氾濫していることについて、どのように対処すべきと考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）インターネット等においては、不登校児童生徒の支援に関する様々な情報が見受けら

れ、保護者にとっては我が子にはどのような対応が必要なのか悩んだり迷ったりする声が学校や市教育センターの相談窓口に届いております。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への対応はもとより、保護者が様々な情報の中でどのように対応したらよいのか、一人で悩むことがないように、担任や管理職のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談を通して、家庭における児童生徒へのかかわり方や生活リズムの整え方等について、不登校児童生徒一人一人に合った支援策を保護者と共に考えていくことが重要だと考えております。

（問）的確な不登校支援のため、さらには教員の負担軽減のためにも、専門の相談機関の設置が必要だと考えるが、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市では不登校支援のための相談機関として、市教育センター内に相談窓口を設置しており、不登校児童生徒やその保護者からの様々な相談を受けつけております。

相談窓口の担当者には、元教員の教育相談員を２名、臨床心理士を３名配置し、不登校児童生徒やその保護者の相談に来所や電話のほか、学校に出向くなどして対応しております。また、相談申込みの方法として、児童生徒が一人１台端末のアイコンから、相談内容や相談したい相手を伝えることができる仕組みを導入しており、自分から悩みを言い出しづらい児童生徒においても相談しやすい環境となっております。

さらに、不登校児童生徒やその保護者だけでなく、担任や生徒指導担当教員からの相談も受けつけているところであり、市教育委員会といたしましては、市教育センター内の相談窓口の周知・活用をさらに推進してまいりたいと考えております。

（問）本市ならではの不登校対策・支援の在り方を構築されることを期待するが、市長の見解を問う。

＜学校教育課：市長答弁＞

（答）本市における、不登校児童生徒への支援につきましては、これまでも教育委員会が中心となって様々な施策が行われ、児童生徒の登校復帰や社会的自立に向けた支援が行われてきたところではありますが、その背景や要因が多様化・複雑化しており、本市の教育においても課題の一つであると認識しております。

本市ならではの子どもをまんなかに据えた不登校対策の具体につきましては、先ほどからの教育長の答弁にありましたが、その一つとして、今年度、小学校８校、中学校９校に新設された学級復帰を前提としない校内サポートルームが挙げられ、５月以降は毎月１００人以上の児童生徒が利用していると聞いており、様々な悩みを抱える子どもたちの居場所として、一定の評価を得たものと考えております。

また、新たに不登校の児童生徒の学びの場を確保するため、本市の特性に応じた「学びの多様化学校」の設置についても、検討を進めていると聞いております。

私はかねてから、子育ては保護者だけで行うものではなく、たくさんの方々の協力や支えがあって成り立つものであるとお話をしてまいりました。様々な悩み等を抱え、学校に登校することができない子どもたちが、将来に向けて夢や希望をもって、自立していけるよう、市長部局と教育委員会が連携して、「子育て日本一とやま」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

② 富山市議会自由民主党　舎川　智也　議員（９月１２日）

（問）校内サポートルームの設置数を増やすべきと考えるが、課題を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本年度、校内サポートルームを、昨年度の小・中学校の不登校児童生徒数や地域性等を考慮して、小学校８校、中学校９校に新設したところであります。

市教育委員会といたしましては、設置数を増やす際には、様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に寄り添うことができる資質を有する指導員や、「あまり人に見られたくない」「できるだけ静かな所で過ごしたい」など、一人一人の児童生徒のニーズに応えることができる居場所の確保等の課題が生じるものと考えております。

（問）校内サポートルームにおいて校区を越えた利用など柔軟に対応することはできないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）今年度新たに設置した小学校８校、中学校９校の校内サポートルームにおきましては、５月以降、毎月１００名以上の児童生徒が利用しており、市教育委員会では、一定の成果があったものと認識しております。

一方で、校内サポートルームが設置されていない学校では、教務主任や養護教諭、管理職等が、相談室や多目的室等を利用して、教室に入りづらい児童生徒への支援にあたっております。

また、校内サポートルームが設置されていない学校の保護者から、他校の校内サポートルームを利用できないかという声が複数寄せられており、この２学期から、校内サポートルームが設置されていない学校の児童生徒が他校の校内サポートルームを利用できることといたしました。

加えて、校内サポートルームが設置されている学校に在籍しているが、欠席が続いたことにより自分の学校には登校しづらいという声も聞かれることから、在籍する学校に校内サポートルームが設置されていても、希望した場合、他校の校内サポートルームを利用できることといたしました。

市教育委員会といたしましては、引き続き、校内サポートルームの利用や運営に関して、児童生徒の実態等に応じて柔軟に対応するなど、多様な学びの場の提供につながるよう、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

（問）校内サポートルームの指導員には、どのような人を任用しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）校内サポートルームの指導員は、学校の課業日に１日４時間勤務しており、教職経験者や教育相談経験者等の人材の中から、本事業の趣旨を理解し、児童生徒一人一人に寄り添った支援をしていただける方に委嘱しております。

（問）今後、校内サポートルームの開設時間や開設校を増やすために、ボランティアを生かすことはできないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）校内サポートルームの指導員としてボランティアを生かすことは、不登校児童生徒への対応という専門性を有することが求められることから、その人選については慎重に進

めていく必要があります。

一方で、本市の学校は令和５年度から、全ての学校がコミュニティ・スクールとなり、その機能を生かして、地域人材等のボランティアの協力を得て、田植え活動や登下校時の見守り活動等の教育活動の充実を進めているところであり、校内サポートルームの指導員として専門性を有するボランティアを募ることは、不登校児童生徒支援の一助になるものと考えております。

（問）フリースクール等に通っている児童生徒は、どのような要件を満たせば、出席扱いとなるのか。　＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）令和元年１０月２５日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談や指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いの要件が示されました。

その要件として、

・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
・教育委員会等が設置する公的機関とするが、適切と判断される場合は民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと
・当該施設に通所または入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること

などを満たすとともに、当該施設における相談や指導が、不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰につながる適切な支援を実施していると評価できる場合、これらの施設において相談や指導を受けた日数を、在籍校の校長の判断で出席扱いとすることができるとされております。

（１０）富山市立保育施設・幼保連携型認定こども園で働く保育士の環境について

①　富山市議会自由民主党　舎川　智也　議員（９月１２日）

（問）小・中学校の事務機能の現状はどのようになっているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）小・中学校の事務に関する業務につきましては、２校を兼務している者を含め、全ての小・中学校に県費負担の事務職員が配置されており、県費負担教職員の給与に関する業務や学校備品の購入等の学校運営全般にかかる事務を担っております。

また、各学校には市費負担の職員である助手が配置されており、用務員、調理員等の市費負担の職員の給与等に関する事務を担っております。

（１１）地域子育ての重要性について

①　　自由民主党　久保 大憲　議員（９月１２日）

（問）より多くの地域の子どもが地域の保育施設を利用することで、小学校と保育園の情報共有や連携がスムーズになり、きめの細かい指導による学校教育の質の向上や教員の負担軽減など、結果として児童の利益が大きくなると考えるが、教育長の見解を問う。

（答）市教育委員会といたしましては、幼児が安心して小学校に入学するためにも、保育所

や幼稚園等と小学校との情報共有や連携が重要であると考えております。

各小学校におきましては、教員が夏休み中に就学予定の幼児が在籍する保育所や幼稚園等に直接出向き、実際に幼児が遊ぶ様子を観察したり、保育士等と懇談することで、就学にあたっての配慮事項等を確認しております。

また、就学予定の幼児を対象に、運動会や学習発表会に招待したり、体験入学会を開いたりして、小学校の児童との遊びや学習を通した交流を行うことで、幼児が小学校生活の一端を知り、入学への期待を膨らませる機会としております。

市教育委員会といたしましては、これまで、小学校長会等から、保育施設等との連携や情報交換が教員の負担になっているとは聞いておりませんが、議員が懸念されるようなことがないように、校区内外を問わず、どの保育施設に在籍している幼児であっても、連絡・情報共有を確実に進め、在籍する保育施設によって子どもに不利益となることがないように、丁寧に保育所や幼稚園等と小学校との連携を推進しているところであります。

（１２）県立高校再編に係る富山県との連携について

①　自由民主党　泉　英之　議員（９月１２日）

（問）市教育委員会として、県教育委員会が開催する地域の教育を考える意見交換会に参加していないようだが、本市に関わる会議には参加すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）県立高校の再編につきましては、県教育委員会が「地域の教育を考える意見交換会」を８月に開催し、参加を希望する県民から幅広く意見を聴くものであることから、市教育委員会としては参加しておりません。

しかしながら、６月に二度にわたって行われた、各市町村教育委員会の関係者や経済界の代表者、公立中学校長やＰＴＡの代表者等が参加して、検討や協議を進める「地域の教育を考えるワークショップ」に私が参加し、市内の中学生が自らの将来に向けて、必要な選択が可能な高校や学科の配置となることが肝要であること等、市教育委員会としての考えをお伝えしてきたところであります。

（１３）津波ハザードマップから見る浸水被害の考え方について

①　自由民主党　江西　照康　議員（９月１２日）

（問）津波の浸水想定区域にはない小学校が、ライフジャケットの常備や避難訓練の実施など、どのような考えで津波に備えているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）津波の浸水想定区域にはない小学校がライフジャケットを常備したり、津波を想定した避難訓練を実施していることにつきましては、自宅等が浸水想定区域内にある場合も考えられること、また、将来、子どもたちが県内外に限らず、どこで暮らしていても大きな災害に遭遇する可能性があることや、災害は想定を上回る規模で起こることもあることから、地域の特徴を考慮しつつ、あわせて様々な災害に対応できるよう、避難訓練を実施したり、その備えをしているところであります。

猪谷関所館　企画展

飛騨街道と野仏群

～野仏に込められた願い～

関連行事Ⅰ

【秋の歴史探訪ウォーク（旧飛騨街道東道野仏群）】

日　時	9月21日(土) 9:00～12:00
申込期間	8月23日(金)～ 9月13日(金)
定 員 等	40名(申し込み順)
参 加 費	200円(保険料、資料等含む)

関連行事Ⅱ

【歴史と文化講演会：「飛騨街道と野仏群」】

日　時	10月19日(土) 14:00～15:30
講　師	日本石仏協会理事 尾田武雄 氏
申込期間	9月22日(日)～10月11日(金)
定 員 等	40名(申し込み順)　聴講無料

開催期間　令和6年 10/19(土) ▶ 令和7年 1/26(日)

開館時間｜午前９時～午後５時（入館は午後４時30分まで）
休 館 日｜月曜日、祝日の翌日（土・日を除く）、年末年始（12/28～1/4）
入 館 料｜150円、高校生以下は無料
後　　援｜北日本新聞社

AMAZING TOYAMA

主催／富山市猪谷関所館　富山市猪谷978-4　TEL076-484-1007　FAX076-484-1845

特別展
富山の浮世絵――売薬版画

写真上より「福神小判施行」（日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵）、「市川団十郎の平野屋徳兵衛、尾上梅幸の天満やおはつ」（東亜薬品㈱蔵）、「東京見立美男伝」（個人蔵）、「東海道五拾三次之内、吉原」（富山市売薬資料館蔵、国指定重要有形民俗文化財）、「西郷隆盛、村田新八ほか」（個人蔵）、「東京大角力、梅ヶ谷、常陸山」（当館蔵）

令和6年
10月5日（土）▼11月17日（日）
【前期】10月5日（土）～27日（日）
【後期】10月29日（火）～11月17日（日）
※前期、後期で展示作品を入れ替えます。

開館時間　午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
観覧料　大人400円（320円）、高校生以下は無料
※（　）内は、20名以上の団体料金
主　催　富山市・富山市教育委員会

富山市郷土博物館
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM

特別展

富山の浮世絵―売薬版画

富山は江戸時代以来、売薬業が盛んな土地です。この売薬業の関連産業として、浮世絵版画の出版が行われていました。

江戸時代の後期、富山の売薬人は得意先へ進物を配るようになり、最初に登場した進物が浮世絵版画＝売薬版画でした。全国の得意先へ配ることから大量に出版されており、富山はまさに江戸、上方に次ぐ「浮世絵版画の町」だったのです。そして、大量に出版された売薬版画は、全国の浮世絵人気のすそ野を広げる役割を果たしたともいえるでしょう。

本展ではまず、売薬版画が始まった江戸時代後期の天保年間（一八三〇～四四）から、最盛期を迎えた明治二十年代、そして終焉を迎えた大正時代末期までの、約百年にわたる歴史を通観します。次に役者絵、名所絵、福神絵など画題別の変遷とともに、江戸時代や明治時代の人々が収集した売薬版画のコレクションを見ることで、売薬版画が当時の人々に与えた影響について確認します。これらを通して、富山の浮世絵「売薬版画」の全貌をご覧いただきたいと思います。

楊州周延画「時代かゞみ、弘化のころ」（個人蔵）：後期展示

尾竹国一画「勧進帳」（富山市売薬資料館蔵）：前期展示

松浦守美画「沢村長十郎の半兵衛、尾上梅幸の小いな」（東亜薬品㈱蔵）：前期展示

有楽斎長秀画「福神金の取入」（日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵）：後期展示

会　期　令和６年10月５日（土）～11月17日（日）
【前期】10月５日（土）～27日（日）
【後期】10月29日（火）～11月17日（日）
※前期、後期で展示作品を入れ替えます。

休館日　10月28日（月）

開館時間　9:00～17:00（入館は16:30まで）

観覧料　大人400円（320円）　高校生以下は無料
※（　）内は20名以上の団体料金
※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

常設展　富山城ものがたり

展示室では、４００年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、４階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

【展示をより楽しむための特別公開講座】

演　題　「薬都富山と浮世絵―売薬版画について」
講　師　坂森幹浩（当館館長）
日　時　１０月２０日（日）午後２時～３時３０分
会　場　富山市民プラザ　３階ＡＶスタジオ（富山市大手町）
定　員　先着８０名（事前申込不要、先着順）
参加費　無料

【担当学芸員による展示解説会】

日　時　１０月１３日（日）、１１月９日（土）、
１１月１７日（日）　各日 午後２時より
申込不要・参加無料（本展の観覧券が必要です）

■アクセス
JR富山駅から徒歩約10分
地鉄バス「城址公園前」下車　徒歩2分
市内電車「国際会議場前」下車　徒歩3分
富山空港より連絡バスで20分
北陸自動車道　富山ICより車で約15分

■駐車場
当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。
最も近いのは城址公園地下駐車場です。

富山市郷土博物館
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内
TEL:076-432-7911　FAX:076-432-8060
https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/

AMAZING TOYAMA

漆芸家 川西重澄の全貌

令和6年10月12日(土)－12月1日(日)

午前9時－午後5時（入館は午後4時30分まで） 会期中無休

主催　富山市教育委員会（富山市佐藤記念美術館）、富山市

後援　北日本新聞社、北日本放送、富山テレビ放送、チューリップテレビ、ケーブルテレビ富山、富山県芸術文化協会、富山市美術作家連合会

富山市佐藤記念美術館

漆芸家川西重澄の全貌

富山県出身の漆芸家・川西重澄（しげと）は、昭和四九年に同郷の漆芸家・尾長保に師事し、漆芸家としての一歩を踏み出しました。昭和五四年からは、代表作である蘭をモチーフとした『らんぶ』の制作に取り組み始め、以後は多くの美術展で受賞を重ねながら、現在も出身地である富山市を拠点に精力的な作家活動を続けています。川西の作品の多くは、身の回りにある自然の草花や風景を題材としており、対象を繰り返しスケッチすることで生まれる洗練された文様デザインと、塗料としての漆の特長を最大限に活かした色彩表現に定評があります。また、ときにはガラスなど漆以外の素材にも着目し、造形素材として自身の作品に大胆に取り入れるなど、従来の漆芸の枠に囚われない奔放な作風でも知られています。

令和元年に「重治」から「重澄」へ改名したのを機に、川西は長年所属していた複数の芸術団体を離脱し、市井の漆芸家としてこれまで以上に自由な創作活動を展開し始めました。以来、創造の世界にありのまま身を委ねる『らんぶ』の世界観は、さらにその洗練の度合いを深めつつあります。

本展では、屏風やパネルなどの平面作品、茶道具や食器を中心とした実用品、鑑賞を主眼に置いた立体作品など、川西がこれまで手掛けてきた仕事の中から、代表作約四〇点を選んで展示します。漆芸を通じて普遍の美を追い求めてきた川西の、およそ半世紀にわたる仕事の全貌を振り返り、今後の新たな展開を見据える貴重な機会となれば幸いです。

二曲屏風『燦夏』2002年 富山市所蔵

二曲屏風『らんぶ』2013年 作家所蔵

四曲屏風『らんぶ―シンフォニー』1997年 作家所蔵

『らんぶ』2022年 作家所蔵

『らんぶ』2024年 作家所蔵

大棗『らんぶ』2020年 作家所蔵

『らんぶ』2023年 作家所蔵

10月12日（土）

記念講演「漆の現代に挑戦する―川西重澄の魅力」

講師：武田 厚　美術評論家、多摩美術大学客員教授、本展企画監修者
午後1時より（40分程度）会場：当館講堂
※事前申込不要、聴講無料

川西重澄による作品解説

午後2時より（1時間程度）　会場：当館展示室
※事前申込不要、要・観覧券

11月3日（日・祝）

学芸員によるショート解説

①午前10時より　②午後2時より（いずれも30分程度）
会場：当館展示室　※事前申込不要、聴講無料

観覧料　○個人大人400円　○団体大人320円　○高校生以下無料

表面『らんぶ』（部分）2024年　※都合により出品作品の一部が変更となる場合があります。

11月4日（月・振休）

ワークショップ〈参加費無料〉

ガラスに絵を描いてみよう！

ガラスのコップやブロックに、漆に似た絵具で絵を描いて、自分だけのオリジナル作品を作ります。完成した作品は、美術館2階に展示します。

○午後1時30分より（2時間程度）
○講師：川西重澄（本展出品作家）
○会場：美術館講堂
○対象：小学4年生から中学3年生までの児童・生徒とその保護者（児童・生徒のみの参加も可）
○定員：12名（応募多数の場合抽選）
○応募方法：往復ハガキで、参加者全員の氏名（小学生、中学生は学年も）、住所、電話番号を、富山市佐藤記念美術館へ。10月17日（木）必着
※往復ハガキ1枚で3名まで申込可
○展示期間：11月23日（土・祝）～12月1日（日）

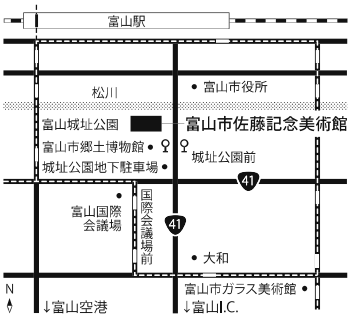

交通案内 ○富山駅から徒歩15分 ○市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分 ○地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分○富山空港より連絡バスで20分 ○北陸自動車道 富山I.C.より車で15分　※当館に駐車場はありません。最寄りの駐車場（有料）は城址公園地下駐車場となります。

富山市佐藤記念美術館
富山県富山市本丸1-33　富山城址公園内
Tel.076-432-9031　Fax.076-432-9080
https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/